

訪問看護重要事項説明書

介護保険（介護予防）・医療保険

令和8年6月1日現在

訪問看護ステーションたてばやし

1 事業所の概要

(1) 事業所の概要

設置運営主体	一般社団法人館林市邑楽郡医師会		
代表者職・氏名	会長 小柳 富彦		
事業所名称	訪問看護ステーションたてばやし		
管理者氏名	竹内 亜希子		
所在地	館林市苗木町 2497-17		
電話番号	0276-72-1270	FAX 番号	0276-75-0782
介護保険事業所番号	訪問看護（群馬県 1060790035号）		
実施地域	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	主治医より訪問看護が必要と判断された利用者に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。
運営の目的	利用者の心身の状態に応じた適切な訪問看護を提供します。 訪問看護のサービス実施にあたっては、人員の確保、教育指導に努め利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療・福祉など関係機関と密接な連携のもと総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

(3) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（24時間連絡対応可）
休日	土曜日・日曜日・祝日 夏季（8/13～8/16）・年末年始（12/29～1/3） ただし、必要に応じ訪問します

(4) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名 （看護師と兼務）		1名 （看護師と兼務）
看護師	3名 （内1名管理者と兼務）	1名	4名 （内1名管理者と兼務）

2 サービスの内容

- ・病状の観察
- ・清拭、洗髪等
- ・床ずれの予防と処置
- ・在宅ホスピスケア
- ・リハビリテーション
- ・食事（栄養）管理
- ・排泄の介助、管理
- ・カテーテル等の管理
- ・医師の指示による診療の補助業務
- ・ご家族への介護支援、相談

3 利用料金

(1) 介護保険制度の場合

■ 要支援 1~2 の認定を受けた方

サービス提供区分	提供時間帯	基本料金	利用料金		
			1割	2割	3割
昼間（8時～18時）					
	20分未満	3,030円	303円	606円	909円
	30分未満	4,510円	451円	902円	1,353円
	30分以上1時間未満	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	1時間以上1時間30分未満	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）					
	20分未満	3,790円	379円	758円	1,137円
	30分未満	5,640円	564円	1,128円	1,692円
	30分以上1時間未満	9,930円	993円	1,986円	2,979円
	1時間以上1時間30分未満	13,630円	1,363円	2,726円	4,089円
深夜（22時～6時）					
	20分未満	4,550円	455円	910円	1,365円
	30分未満	6,770円	677円	1,354円	2,031円
	30分以上1時間未満	11,910円	1,191円	2,382円	3,573円
	1時間以上1時間30分未満	16,350円	1,635円	3,270円	4,905円

■ 要介護 1～5 の認定を受けた方

サービス提供区分	提供時間帯	基本料金	利用料金		
			1割	2割	3割
昼 間 (8 時 ~ 1 8 時)					
	20分 未満	3,140円	314円	628円	942円
	30分 未満	4,710円	471円	942円	1,413円
	30分 以上 1時間 未満	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	1時間 以上 1時間30分 未満	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
早 朝 (6 時 ~ 8 時)、 夜 間 (1 8 時 ~ 2 2 時)					
	20分 未満	3,930円	393円	786円	1,179円
	30分 未満	5,890円	589円	1,178円	1,767円
	30分 以上 1時間 未満	10,290円	1,029円	2,058円	3,087円
	1時間 以上 1時間30分 未満	14,100円	1,410円	2,820円	4,230円
深 夜 (2 2 時 ~ 6 時)					
	20分 未満	4,710円	471円	942円	1,413円
	30分 未満	7,070円	707円	1,414円	2,121円
	30分 以上 1時間 未満	12,350円	1,235円	2,470円	3,705円
	1時間 以上 1時間30分 未満	16,920円	1,692円	3,384円	5,076円

☆ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

■ 加算

加算名称	基本料金	利用料金			算定回数等
		1割	2割	3割	
初回加算（Ⅰ）退院当日	3,500円	350円	700円	1,050円	初回のみ
初回加算（Ⅱ）退院翌日以降	3,000円	300円	600円	900円	初回のみ
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	6,000円	600円	1,200円	1,800円	1月につき
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	600円	900円	1回当たり
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	500円	1,000円	1,500円	1月につき
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	250円	500円	750円	1月につき
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院時のみ
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円	1月につき
看護体制強化加算（Ⅰ）	5,500円	550円	1,100円	1,650円	1月につき
看護体制強化加算（Ⅱ）	2,000円	200円	400円	600円	1月につき
複数名訪問看護加算（30分未満）	2,540円	254円	508円	762円	1回当たり
複数名訪問看護加算（30分以上）	4,020円	402円	804円	1,206円	1回当たり
ターミナルケア加算	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡月に1回
遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円	死亡月に1回
口腔連携強化加算	500円	50円	100円	150円	1月につき
専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円	1月につき
介護職員等处遇改善加算	(1ヶ月の総単位数×加算率1.8%) × 10円				
サービス提供体制強化加算	30円	3円	6円	9円	1回につき

* 介護職員等处遇改善加算とは

介護に従事する職員の賃金改善を図るため、要件等を満たし、職員の賃金改善を行う体制を構築している場合に算定（令和8年度特例要件により算定可能）

※利用者負担額は毎月の訪問実績により異なります。

* 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）とは

利用者の同意を得て、利用者またはその家族に対して 24 時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制

* 特別管理加算とは

※厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする方に対して、サービス実施にあたり計画的な管理を行う場合

特別管理加算（Ⅰ）

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態
- ② 気管カニューレを使用している状態
- ③ 留置カテーテル（胃、膀胱など）を使用している状態
- ④ 輸液用ポート、持続的に行っている留置針による点滴

特別管理加算（Ⅱ）

- ① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態
- ② 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ③ 真皮を越える褥瘡の状態
- ④ 点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

* 看護体制強化加算とは

看護体制強化加算は、中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算それぞれの算定実績が一定以上ある事業所を評価する加算です。

運営状況により、加算Ⅰ、加算Ⅱのどちらか、または算定しない場合があります。

（要支援 1、2 の認定を受けている方については看護体制強化加算のⅠとⅡの区別はなく看護体制強化加算のみとなり、100 単位の算定となります。）

* ターミナルケア加算とは

在宅で死亡された方に対して、その死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上 of 看護を行った場合や、24 時間以内に在宅以外で死亡された場合も含み、算定されます。

なお、要支援 1、2 の認定を受けている方については適用されません。

注) 主治医（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

(2) 医療保険制度の場合

原則として、(基本療養費+管理療養費+各種加算)を合わせた額を各保険法の負担割合に応じてご負担いただきます。ただし、公費負担制度の適用の有無により自己負担が軽減される場合があります。なお、保険が適用されない場合の費用は全額利用者負担となります。

■ 基本報酬（訪問看護ステーションの場合）

基本項目		備考	所定額 10割	利用料金		
				1割	2割	3割
訪問看護 基本療養費	基本療養費Ⅰ	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日まで	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	基本療養費Ⅱ	入院中1回の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費		月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
		月の2日目以降 訪問看護管理療養費1	3,000円	300円	600円	900円
		月の2日目以降 訪問看護管理療養費2	2,500円	250円	500円	750円

■ 加算

加算名称	基本料金	利用料金			備考
		1割	2割	3割	
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
緊急時訪問看護加算	2,650円	265円	530円	795円	月14日目まで
緊急時訪問看護加算	2,000円	200円	400円	800円	月15日目以降
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算	4,200円	420円	840円	1,260円	
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	250円	500円	750円	

退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
特別管理指導加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
退院支援指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
難病等複数回加算 (同一建物内 1~2 人)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	1 日 2 回
	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	1 日 3 回
難病等複数回加算 (1 日 3 回)	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	同一建物内 1~2 人
乳幼児加算	1,800 円	180 円	360 円	540 円	※1
	1,400 円	140 円	280 円	420 円	※2
複数名訪問看護加算(週 1 回まで)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	同一建物内 1~2 人
複数名訪問看護加算 (同一建物内 1~2 人)	3,000 円	300 円	600 円	900 円	1 日に 1 回
	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	1 日に 2 回
	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	1 日に 3 回以上
訪問看護情報提供療養費 123	1,500 円	150 円	300 円	450 円	
ターミナルケア療養費 I	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
ターミナルケア療養費 II	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	5 円	10 円	15 円	1 月につき
訪問看護ベースアップ評価料	1,830 円	183 円	366 円	549 円	1 月につき
訪問看護物価対応料	600 円	60 円	120 円	180 円	初回
	200 円	20 円	40 円	60 円	2 日目以降

* 24 時間対応体制加算とは

利用者の同意を得て、利用者またはその家族に対して 24 時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制

* 特別管理加算とは

※厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする方に対して、サービス実施にあたり計画的な管理を行う場合

特別管理加算（Ⅰ）

- ①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態
- ②気管カニューレを使用している状態
- ③留置カテーテル（胃、膀胱など）を使用している状態
- ④輸液用ポート、持続的に行っている留置針による点滴

特別管理加算（Ⅱ）

- ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態
- ②人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ③真皮を越える褥瘡の状態
- ④点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

* ターミナルケア療養費とは

主治医の指示により、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合

ターミナルケア療養費Ⅰ

在宅で死亡された方（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）、または特別養護老人ホーム等で死亡された方に対してターミナルケアを行った場合

ターミナルケア療養費Ⅱ

特別養護老人ホーム等で死亡された方のうち、介護保険における看取り介護加算等を算定した利用者

* 乳幼児加算

※1 別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合

- ・超重症児または準超重症児
- ・特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する疾病等の小児
- ・特掲診療料の施設基準等別表第八に該当する小児

※2 上記以外の場合

* 訪問看護医療 DX 情報活用加算

オンライン請求・オンライン資格確認資格確認を行う体制が整い、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行っている場合

* 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

医療に従事する職員の賃金の海前を図る体制を構築している場合に算定

* 訪問看護物価対応料

訪問看護管理療養費（区分番号 02）を算定している利用者に対して算定

（※令和 9 年 6 月以降は上記金額の 2 倍 初日：120 円、2 日目以降：40 円）

(3) オプションサービス 保険適応外

介護保険でカバーできない内容について、自由契約でのサービスを行います。

①長時間訪問看護サービス 1 時間 30 分を超える場合 1 時間毎に 3,000 円（税込）

定期的なものではなく、臨時に長時間、訪問看護師が自宅に滞在して看護を行う場合。

特別管理加算の対象にならない方に限ります。

※状況によりお受けできない場合がありますので、ご了承ください。

②医療保険をご利用の方で営業日以外にサービスを提供する場合 1 回につき 3,000 円（税込）

③死亡時の看護（死亡後のご遺体のお世話、他） 11,000 円（税込）

④実施地域以外の地域の訪問の交通費（館林市、板倉、明和、千代田、邑楽、大泉町以外）

実施地域を超えたところから片道およそ 10 km 未満 1 回の訪問につき 300 円（税込）

実施地域を超えたところから片道およそ 10 km 以上 1 回の訪問につき 500 円（税込）

(4) キャンセル料

利用者の都合によりキャンセルした場合で、前日 17 時 00 分までに連絡がなかった場合は利用料の自己負担分を徴収いたします。ただし、利用者の体調不良等、正当な理由がある場合は徴収いたしません。（連絡先：0276-72-1270）

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結び、主治医の指示のもとサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 ヶ月前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が病院に入院（入院してから 3 ヶ月経過しても退院する目途が立たない場合）また

は介護保険施設等に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（*この場合、条件を変更して再度契約することができます。）
- ・休止期間が3ヶ月を経過した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由もなくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為（当事業所のサービス従業者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等）を行った場合は、事実関係の確認を行い、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただきます。

(3) サービスの利用にあたって

当事業所の訪問看護サービスは、利用者と曜日・時間・回数等の同意の下提供されますが、サービスの性質上（緊急対応や急変などがあり）お約束の時間に訪問できない場合があります。あらかじめご了承ください。その際は電話等にてご連絡後、対応させていただきます。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医の指示により病院との連絡調整や救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡対応いたします。

医療機関	医療機関名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
居宅介護支援事業者	事業所名	
	氏名	
	連絡先	

6 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所は利用者に事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は事故の状況および事故に際して行った処置について記録し、保管します。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

7 サービス内容に関する苦情

苦情申立ての窓口

事業所	訪問看護ステーションたてばやし		
相談・苦情担当者	竹内 亜希子 (管理者)		
所在地	群馬県館林市苗木町 2497-17		
電話番号	0276-72-1270	FAX 番号	0276-75-0782
受付時間	月曜日～金曜日 (祝日・8/13～8/16・12/29～1/3 除く) 9:00～17:00		

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村窓口一覧	電話番号
館林市役所 保健福祉部 介護保険課	0276-72-4111 (代表)
高齢者あんしん相談センタークローバー荘 担当区域 (館林の一部、郷谷、大島)	0276-77-1165
高齢者あんしん相談センター新橋 担当区域 (六郷の一部、三野谷)	0276-75-3013
高齢者あんしん相談センター東毛光生園 担当区域 (多々良、渡瀬)	0276-72-2060
高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会 担当区域 (館林の一部、赤羽、六郷の一部)	0276-60-5670
板倉町役場 健康介護課	0276-82-6135
板倉町地域包括支援センター (板倉町役場内)	
明和町役場 介護福祉課	0276-84-3111 (代表)
明和町地域包括支援センター (明和町役場内)	
千代田町総合保健福祉センター 住民福祉課	0276-86-6227
千代田町地域包括支援センター (千代田町総合保健福祉センター内)	
大泉町役場 健康福祉部 高齢介護課 (大泉町保健福祉総合センター)	0276-62-2121
大泉町地域包括支援センター	0276-63-2294

邑楽町役場 福祉介護課	0276-47-5021
邑楽町地域包括支援センター（邑楽町役場内）	0276-80-9300
群馬県国民健康保険団体連合会 苦情処理相談窓口	027-290-1323

上記以外の相談窓口等にも苦情を伝えることができます。

8 衛生管理について

当事業所は、看護師等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

感染症の発生予防、まん延を予防するため指針、および業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底します。
- (2) 感染症予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9 非常災害対策について

当事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げる措置を講じます。

- (1) 委員会を概ね12か月に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底します。
- (2) 非常災害に備え定期的に避難、救出、その他必要な訓練を実施します。

10 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	竹内 亜希子（管理者）
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当事業所従業員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11 身体的拘束等について

当事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。

その場合は、態様および時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察ならびに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

12 秘密保持について

- (1) 事業所または従業員は、在職中および退職後も、訪問看護を提供する上で知り得た利用者ならびにその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
この守秘義務は、本契約の終了後も継続します。
- (2) 前項にかかわらず、当事業所はその情報が用いられる者から事前に同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報をを用いることができるものとします。

13 個人情報の取り扱いについて

当事業所は、個人情報の取り扱いについて下記に定める限り、利用者および家族の代表者等から同意をいただくことにより、情報を提供することとします。

- (1) 当事業所では、個人情報の利用目的及び管理について別掲に定め、個人情報の取り扱いを厳重に行っています。
- (2) 当事業所では、居宅サービス計画にそって、ご利用者へのサービスが円滑に効果的に提供されるために実施される、サービス担当者会議等、介護支援専門員とサービス事業者あるいは主治医等との連絡・調整、学習実習及び職員の学術研究において必要とされる場合、居宅サービス計画の内容について、関係する行政機関および行政から委託を受けた機関より報告や情報提供を求められた場合に、利用者およびご家族の個人情報を使用することがあります。使用するにあたっての条件は、次のとおりです。
 - ①個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意をはらうこと。
 - ②個人情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容等について、記録し保管することとします。
 - ③学術研究・調査活動により個人の情報が特定される場合については事前に説明し、同意を得た上で使用することとします。

14 重要事項の説明年月日

重要事項説明書の説明年月日	令和 8 年 月 日
---------------	------------

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項・個人情報の取り扱いならびに緊急時の加算等を説明し、利用者より同意を得ましたので、これを交付しました。

事業者	法人所在地	群馬県館林市苗木町 2497-17		
	法人名	一般社団法人館林市邑楽郡医師会		
	代表者	会長 小柳 富彦 印		
	事業所名	訪問看護ステーションたてばやし		
	説明者氏名	管理者 竹内 亜希子 印		

私は、契約書および本書面の訪問看護についての重要事項・個人情報の取り扱いならびに緊急時の加算等の説明を事業所より受け、訪問看護の提供開始に同意し、これを受領しました。

- 緊急時訪問看護加算（介護・予防介護）
- 24 時間対応体制加算（医療）
- 看護体制強化加算（介護・予防介護）
- 複数名訪問看護加算（介護・予防介護・医療）

利用者	住所			
	氏名	印		
代筆者氏名 (本人署名困難時)	住所			
	氏名	印	続柄	
家族代表者氏名	住所			
	氏名	印	続柄	

訪問看護ステーションたてばやし 個人情報保護方針

訪問看護を安全、確実に提供するために、個人情報保護法に基づく「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に従い、個人情報の取り扱いについて以下の点をご理解くださいますようお願いいたします。

【個人情報の利用目的について】

当ステーションでは、利用者様およびご家族の個人情報を安全で確実な看護の提供の目的に利用する以外に、別記（下記をご参照ください）の目的で利用させていただくことがあります。これ以外の目的でご利用させていただく場合は、あらかじめご本人のご了解を得ることとします。

1. 訪問看護ステーション内での利用目的

- ▶ 提供する訪問看護サービスの実施
- ▶ 医療保険事務、介護保険事務
- ▶ 訪問看護の調整や管理
- ▶ 会計、経理
- ▶ 医療事故などへの報告
- ▶ 当該利用者様への訪問看護サービスの向上
- ▶ 訪問看護の質の向上を目的とした看護研究
- ▶ その他、訪問看護ステーションの管理運営業務

2. 訪問看護ステーション外への情報提供

- ▶ 他の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携による情報提供
- ▶ 他の医療機関、介護サービス事業者からの照会に対する回答
- ▶ 利用者様の訪問看護などのため、主治医などの意見・助言を求める場合
- ▶ ご家族などに対する病状などの説明
- ▶ 訪問看護事業総合保障制度に関わる専門の団体、保険会社への相談または届出
- ▶ 審査支払い機関へのレセプトの提供
- ▶ 審査支払い機関または保険者からの照会に対する回答
- ▶ その他、利用者様に対する医療保険・介護保険事務の利用

3. その他の利用目的

- ▶ 医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
- ▶ 外部監査機関に対する情報提供
- ▶ 内部で行われる学生実習や症例検討
- ▶ 医学・医療の進歩のための匿名化した上での利用
(事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は原則としてご本人の同意を得ます)

【個人情報の開示、訂正、利用停止について】

当ステーションでは、利用者様の個人情報の開示、訂正、利用停止につきましては、「個人情報の保護に関する法令」の規定に準じて取り扱ってまいります。